

議案第 4 4 号

三豊市特別会計条例の一部改正について

三豊市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市特別会計条例の一部を改正する条例

三豊市特別会計条例（平成 18 年三豊市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
（三豊市農産物利用促進センター事業特別会計及び三豊市商品券事業特別会計の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例による改正前の三豊市特別会計条例第 1 条第 1 号に規定する三豊市農産物利用促進センター事業特別会計（以下「農産物利用促進センター会計」という。）及び同条第 2 号に規定する三豊市商品券事業特別会計（以下「商品券会計」という。）に係る平成 24 年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際農産物利用促進センター会計及び商品券会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、三豊市一般会計に帰属するものとする。

【議案第44号関係】

三豊市特別会計条例(平成18年三豊市条例第67号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p><b>(1)</b> 国民健康保険事業 <b>(2)</b> 国民健康保険診療所事業 <b>(3)</b> 後期高齢者医療事業 <b>(4)</b> 介護保険事業 <b>(5)</b> 介護サービス事業 <b>(6)</b> 集落排水事業 <b>(7)</b> 浄化槽整備推進事業 <b>(8)</b> 港湾整備事業</p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次の特別会計を設置する。</p> <p><b>(1) 農産物利用促進センター事業</b> <b>(2) 商品券事業</b> <b>(3)</b> 国民健康保険事業 <b>(4)</b> 国民健康保険診療所事業 <b>(5)</b> 後期高齢者医療事業 <b>(6)</b> 介護保険事業 <b>(7)</b> 介護サービス事業 <b>(8)</b> 集落排水事業 <b>(9)</b> 浄化槽整備推進事業 <b>(10)</b> 港湾整備事業</p>